

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント） 実施業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が（以下、「乙」という。）に委託する相双地域の魅力戦略的情報発信事業実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント）実施業務

2 委託業務の目的

相双地域は、震災以降、ＪＲ常磐線全線運転再開、東北中央自動車道（相馬～福島）全線開通等インフラの復旧・整備が進む一方、観光客数は震災前の水準まで回復していない。根強い風評と時間の経過とともに進む風化に対応するため、相双地域の正確な情報や魅力的な地域観光資源等を県外に戦略的に情報発信することで不安や風評の払拭を図り、交流人口の拡大につなげる。

3 業務の内容

処理水放出の影響が懸念される相双地域の常磐ものを中心とした物産展を首都圏のＪＲ駅で開催する。常磐ものを中心とした特産品の販売、観光情報の発信、ＪＲと連携した常磐線のＰＲ等を行うことで、風評払拭・特産品の消費拡大・交流人口拡大につなげる。

（１）企画・運営

ア ２日間の物産展を２回開催すること。

イ 相双地域の常磐ものを中心とした特産品の販売、観光情報の発信や常磐線のＰＲ等を行うブースを設置すること。

ウ 出店内容の特性を活かしたレイアウトとすること。

エ 物産展開催に係る什器、備品の搬入、設置を行うこと。

オ 共通レジ及びスタッフを配置すること。

カ ポスター（Ｂ１サイズ１５部）、のぼり（５枚）を作成すること。（作成したポスターは事前に会場となる駅に掲出し、周知を行うこと。のぼりは物産展当日設置すること。）

キ ２日間の物産展の前日設営終了後から１日目の開始まで、および１日目終了後から２日目の開始まで会場に警備員を配置すること。

ク 販売する特産品の輸送について、商品に応じて、可能な限り、列車による荷物輸送サービス「はこビュン」を活用すること。（全商品の輸送料は事業費支出とする。）

ケ 会場の有効面積や来場者滞留数、導線を考慮し、安全かつ効果的な配置とすること。また、行列が予想される場合は、待機列を設置し、誘導員を

配置する等、十分なスペースの確保に努めること。

コ 消防や食品衛生などに必要な検査や届け出等の手続きは、適切に対応すること。

サ 実施内容の詳細については、甲の意向を踏まえ協議調整を行ったうえで決定するものとする。

(2) 出展等関係者との調整

ア 出展者の募集を行うこと。

イ 出展者は4事業者程度とし、相双地域の常磐ものを中心とした特産品を取り扱う事業者とすること。

ウ 出展者決定後の連絡調整や出店内容の調整、必要に応じて保健所等への必要な手続きなどの調整を行うこと。

エ 個々のブースでの販売等の運営は、出展者自らが実施する。ただし、出展者が現地会場に人員を配置できない場合は、販売を補佐するスタッフを配置すること。

4 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）

(2) 進捗状況確認のため令和8年2月末時点で提出する書類

- ・進捗状況報告書（任意様式）
- ・収支決算書（任意様式）※見込み
- ・委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・その他甲が必要と認める書類

(3) 業務完了後、遅滞なく提出する書類

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（任意様式）
- ・委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・その他甲が必要と認める書類

5 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（任意様式）

6 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。
また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (9) 本事業は福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること。

- ・再委託する場合や資材を調達する場合について、可能な限り県内事業者を利用すること

- ・一般管理費を計上する場合は上限を10%とすること

- ・甲の承認を受け、本事業の一部を再委託する場合の一般管理費については、事業費における再委託率50%までを一般管理費に計上することを認める。

<積算例>

(再委託費が事業費の50%を超える場合)

事業費 100 万円の内再委託費 70 万円の場合、再委託費の内 50 万円まで
(直営費 30 万円＋再委託費 50 万円) × 一般管理費 10% = 8 万円

(再委託費が事業費の50%以下の場合)

事業費 100 万円の内再委託費 40 万円の場合、再委託費のすべて
(直営費 60 万円＋再委託費 40 万円) × 一般管理費 10% = 10 万円

第1号様式

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県相双地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので、委託契約書第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 業 務 名

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント）実施業務
- 2 委託料の額

金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委 託 期 間

着 手

令和 年 月 日

履行期限

令和 年 月 日

第2号様式

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県相双地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、委託契約書第11条第1項の規定により報告します。

記

- 1 業 務 名

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント）実施業務
- 2 委託料の額

金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委 託 期 間

着 手 令和 年 月 日
完 了 令和 年 月 日

第3号様式

委託業務実績報告書

令和 年 月 日

福島県相双地方振興局長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第11条第1項の規定に基づいて、下記により事業実績を報告します。

記

- 1 業務名 相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント）実施業務
- 2 事業実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 事業実施内容